

様式第 8 法第 49 条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用  
 地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策  
 の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 沿岸部では、ほ場整備による農地の大区画化を行い、効率的な土地利用と営農方式を導入することで、  
 水稲、大豆、いちご等の産地競争力の強化を図る。
- 内陸部では、本市農業の基幹である施設園芸（いちご、花卉等）・畜産の拡大を図るため、農業用施設  
 等の整備を行うとともに、6次産業化をはじめとしたアグリビジネス推進に向けた直売施設、加工施設  
 等の整備、生産組織の育成を行う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 沿岸部の津波被害を受けた農地のうち、最知（34.7ha）、大谷（42.8ha）の2地区（合計77.5ha）で  
 は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）等の活用により、県と連携し、単  
 なる原形復旧だけではなく、ほ場の整備による農地の集約化・大区画化を行い、効率的な土地利用と営農  
 方式を導入する。その他の被災農地43箇所（約570ha）についても、災害復旧事業により、農地として  
 復旧することを基本とする。
- 集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な地区では、農山漁村地域復興基盤総合整備事  
 業（復興基盤総合整備事業）の活用により、農地としての整備を図る。
- 内陸部の農地である階上地区（10.86ha）では、園芸施設・農業機械の復旧と再整備を行うことにより、  
 園芸作物の栽培を重点的に推進する。本吉地区（51ha）では、家畜導入事業基金・乳牛導入資金貸付基  
 金や、肉用牛優良子牛保留事業等の活用を図るとともに、牛乳・乳製品の宣伝と消費拡大に努める。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高  
 い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明  
 確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤  
 整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 農地の復旧・復興を行った農地は、農用地区域として、優良農地の確保に努める。
- 防災集団移転等による住宅地等への農地転用は、安全で災害に強い市街地整備を行うための必要最小限  
 度とする。
- 集団移転跡地における、周辺農地との一体的な利用が可能な区域については、農地としての整備に努め  
 、農地の確保・有効利用を図る。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 津波被害を受けた農地（田畑約648ha）は、農地として復旧・復興することを基本とする。
- 被災住宅地等の集団移転先となる大沢地区の農地（1.7ha）、階上長磯浜地区の農地（3.8ha）、登米沢  
 地区の農地（0.4ha）、小泉町地区の農地（0.2ha）、只越地区の農地（ $\frac{0.2ha}{0.3ha}$ ）、小鯖地区の農地（ $\frac{0.4ha}{0.1ha}$   
 ）、梶ヶ浦地区の農地（1.1ha）、小々汐地区の農地（0.5ha）、大浦地区の農地（0.1ha）、浪板二区地区の  
 農地（ $\frac{0.9ha}{0.8ha}$ ）、波路上内田地区の農地（0.5ha）、波路上杉の下地区の農地（0.3ha）、赤岩小田地区の農  
 地（0.2ha）、松崎前浜地区の農地（0.4ha）、最知川原地区の農地（0.4ha）、大谷向山地区の農地（  
 0.6ha）、本吉津谷地区の農地（0.1ha）、小泉東地区の農地（0.4ha）、小泉浜地区の農地（0.4ha）、鮎  
 立地区の農地（0.7ha）、宿地区の農地（0.4ha）、田尻地区の農地（1.1ha）、浪板一忍沢地区の農地（

0.1ha)、浪板一区地区の農地(0.4ha)、笹が陣地区の農地(0.4ha)、松崎丸森地区の農地(0.2ha)、面瀬地区の農地(2.2ha)、最知川原第2地区の農地(0.6ha)、大谷地区の農地(2.5ha)、大谷滝根地区の農地(0.3ha)、津谷大沢地区の農地(0.3ha)、気仙沼地区の農地( $\frac{16.7ha}{12.3ha}$ )、大谷第2地区の農地(1.4ha)、浦の浜地区の農地(0.7ha)は、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。

○災害公営住宅を整備する小鯖地区の農地( $\frac{0.1ha}{0.4ha}$ )、鮪立地区の農地(0.1ha)、大島地区の農地(0.8ha)、面瀬地区の農地(0.6ha)、階上地区の農地(2.3ha)、大谷地区の農地(1.1ha)、津谷街地区(旧本吉津谷地区)の農地(0.5ha)、津谷下町地区の農地(0.4ha)、只越地区の農地(0.1ha)は、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。

○集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な大沢地区(d-1地区)、舞根2地区(d-2地区)、登米沢地区(d-4地区)、小泉町地区(d-5地区)、只越地区(d-6地区)、波路上内田地区(d-13地区)、波路上杉の下(d-14地区)、大谷向山地区(d-20地区)、本吉津谷地区(d-21地区)、小泉東地区(d-22地区)、小泉浜地区(d-23地区)、最知川原第2地区(d-32地区)、大谷地区(d-33地区)、大谷滝根地区(d-34地区)、津谷大沢地区(d-35地区)の一部は、農地として整備及び利用を検討する。また、階上長磯浜地区(d-3地区)、小泉町地区(d-5地区)、小鯖地区(d-7地区)、舞根1地区(d-8地区)、梶ヶ浦地区(d-9地区)、小々汐地区(d-10地区)、大浦地区(d-11地区)、浪板二区地区(d-12地区)、赤岩石兜地区(d-16地区)、松崎前浜地区(d-17地区)、松崎浦田地区(d-18地区)、最知川原地区(d-19地区)、鮪立地区(d-24地区)、宿地区(d-25地区)、田尻地区(d-26地区)、浪板一忍沢地区(d-27地区)、浪板一区地区(d-28地区)、笹が陣地区(d-29地区)、松崎丸森地区(d-30地区)、面瀬地区(d-31地区)、気仙沼地区(d-36地区)、大谷第2地区(d-37地区)、浦の浜地区(d-38地区)の一部は、農地としての利用を検討する。

### ③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

## 3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見(法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等(共同作成を除く。))

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち			事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地面積	農用地区域面積					
A-1地区	鹿折地区	市街地開発事業	商業系エリア、住宅地	41.8ha	0.1ha	—	—	気仙沼市	H24～27	1,800人（620世帯）	非線引き都市計画区域の用途地域内	移転元a-1、60.0ha、非線引き都市計画区域の用途地域内、2,400人（830世帯） 移転跡地：商業系エリア、産業系エリア、住宅地
A-2地区	南気仙沼地区	市街地開発事業	商業系エリア、住宅地	32.5ha	0.1ha	—	—	気仙沼市	H24～27	1,600人（630世帯）	非線引き都市計画区域の用途地域内	移転元a-2、115.0ha、非線引き都市計画区域の用途地域内、1,830人（730世帯） 移転跡地：商業系エリア、産業系エリア、住宅地
D-1地区	大沢地区 1工区 2工区	集団移転促進事業	住宅地	3.4ha	1.7ha 1.5ha 0.2ha	1.7ha 1.5ha 0.2ha	—	気仙沼市	H24～26	229人（52世帯）	都市計画区域外	移転元d-1、16.6ha、都市計画区域外、410人（114世帯） 移転跡地：農地及び緑地
D-3地区	階上長磯浜地区	集団移転促進事業	住宅地	4.2ha	3.8ha	—	—	気仙沼市	H24～27	229人（65世帯）	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-3、4.0ha、非線引き都市計画区域の用途地域外及び用途地域、229人（65世帯） 移転跡地：農地、緑地及び産業系エリア
D-4地区	登米沢地区	集団移転促進事業	住宅地	0.4ha	0.4ha	—	—	気仙沼市	H24～26	14人（6世帯）	都市計画区域外	移転元d-4、0.4ha、都市計画区域外、14人（6世帯） 移転跡地：農地及び緑地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積			事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
				うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積					
D-5地区	小泉町地区	集団移転促進事業	住宅地	5.9ha	0.2ha	0.2ha	気仙沼市	H24～27	324人(90世帯)	都市計画区域外	移転元d-5、5.5ha、都市計画区域外、346人(123世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-6地区	只越地区	集団移転促進事業	住宅地	1.1ha	— 1.1ha	— 0.3ha	気仙沼市	H24～26	59人(17世帯)	都市計画区域外	移転元d-6、2.3ha、都市計画区域外、103人(31世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-7地区	小鯖地区	集団移転促進事業	住宅地	1.2ha 0.5ha	0.4ha 0.1ha	0.4ha 0.1ha	気仙沼市	H24～26	24人(8世帯)	都市計画区域外	移転元d-7、4.5ha、都市計画区域外、126人(41世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-9地区	梶ヶ浦地区 1工区 2工区 3工区	集団移転促進事業	住宅地	1.2ha	—	1.1ha 0.3ha 0.4ha 0.4ha	気仙沼市	H24～26	63人(20世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-9、3.0ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、108人(34世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-10地区	小々汐地区	集団移転促進事業	住宅地	0.9ha	—	0.5ha	気仙沼市	H24～26	49人(14世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-10、1.7ha線引き都市計画区域の用途地域外、82人 移転跡地：農地及び緑地
D-11地区	大浦地区	集団移転促進事業	住宅地	1.8ha 2.4ha	—	0.1ha	気仙沼市	H24～27	129人(40世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-11、6.1ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、254人(80世帯) 移転跡地：農地及び緑地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積			事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
				うち農地面積	うち農振地面積	うち農用地区域面積					
D-12 地区	浪板二地区	集団移転促進事業	住宅地	$\frac{1.4\text{ha}}{1.7\text{ha}}$	$\frac{0.9\text{ha}}{0.8\text{ha}}$	—	気仙沼市	H24～27	95人(25世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-12、3.6ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、120人(36世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-13-① 地区	波路上内田地区・内田地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.3ha	0.3ha	0.2ha	気仙沼市	H24～26	20人(6世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-13、1.6ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、34人(11世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-13-② 地区	波路上内田地区・杉の下地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.2ha	—	—	気仙沼市	H24～26	14人(5世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	
D-14 地区	波路上杉の下地区	集団移転促進事業	住宅地	0.3ha	0.3ha	0.3ha	気仙沼市	H24～26	10人(5世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-14、0.4ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、10人(5世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-15 地区	赤岩小田地区	集団移転促進事業	住宅地	0.2ha	—	—	気仙沼市	H24～26	12人(5世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	移転元d-15、0.1ha、非線引き都市計画区域の用途地域内、12人(5世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-17 地区	松崎前浜地区	集団移転促進事業	住宅地	1.2ha	—	—	気仙沼市	H24～26	67人(21世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	移転元d-17、1.1ha、非線引き都市計画区域の用途地域内、76人(24世帯) 移転跡地：農地及び緑地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積			事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
				うち農地面積	うち農振地面積	うち農用地区域面積					
D-19地区	最知川原地	集団移転促進事業	住宅地	0.4ha	0.4ha	0.3ha	気仙沼市	H24～26	28人(7世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-19、0.3ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、28人(7世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-20地区	大谷向山地	集団移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.7ha	0.6ha	気仙沼市	H24～26	30人(11世帯)	都市計画区域外	移転元d-20、0.6ha、都市計画区域外、30人(11世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-21地区	本吉津谷地	集団移転促進事業	住宅地	0.3ha	0.1ha	—	気仙沼市	H24～26	21人(5世帯)	都市計画区域外	移転元d-21、0.2ha、都市計画区域外、21人(5世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-22地区	小泉東地区	集団移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.4ha	—	気仙沼市	H24～26	34人(11世帯)	都市計画区域外	移転元d-22、1.2ha、都市計画区域外、40人(13世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-23地区	小泉浜地区	集団移転促進事業	住宅地	0.4ha	0.4ha	—	気仙沼市	H24～26	19人(5世帯)	都市計画区域外	移転元d-23、0.3ha、都市計画区域外、19人(5世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-24地区	鮎立地区	集団移転促進事業	住宅地	0.8ha	0.7ha	—	気仙沼市	H24～27	50人(12世帯)	都市計画区域外	移転元d-24、4.2ha、都市計画区域外、195人(63世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-25地区	宿地区	集団移転促進事業	住宅地	1.2ha	0.4ha	0.4ha	気仙沼市	H24～27	52人(18世帯)	都市計画区域外	移転元d-25、1.8ha、都市計画区域外、73人(27世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-26地区	田尻地区	集団移転促進事業	住宅地	1.2ha	1.1ha	—	気仙沼市	H24～27	63人(18世帯)	都市計画区域外	移転元d-26、0.6ha、都市計画区域外、63人(18世帯) 移転跡地：農地及び緑地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積			事業 主体	施行 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地 利用 区分	移転元との関連
				うち 農地 面積	うち 農振地 域面積	うち 農用地 区域面積					
D-27 地区	浪板一忍沢 地区	集団移転促 進事業	住宅地	0.4ha	0.1ha	—	気仙沼 市	H24～27	23人 (7世帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	移転元d-27、0.5ha、非線引き 都市計画区域の用途地域外、 39人(14世帯) 移転跡地：商業地、農地及び 緑地
D-28 地区	浪板一区地 区	集団移転促 進事業	住宅地	1.0ha	0.4ha	—	気仙沼 市	H24～27	80人 (16世帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	移転元d-28、0.8ha、非線引き 都市計画区域の用途地域外、 98人(27世帯) 移転跡地：商業地、農地及び 緑地
D-29 地区	笹が陣地区	集団移転促 進事業	住宅地	0.5ha	0.4ha	—	気仙沼 市	H24～26	26人 (8世帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 内	移転元d-29、0.2ha、非線引き 都市計画区域の用途地域内、 26人(8世帯) 移転跡地：商業地、農地及び 緑地
D-30 地区	松崎丸森地 区	集団移転促 進事業	住宅地	0.2ha	0.2ha	0.2ha	気仙沼 市	H24～26	19人 (5世帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	移転元d-30、0.1ha、非線引き 都市計画区域の用途地域内、 19人(5世帯) 移転跡地：商業地、防災緑地 、及び農地
D-31 地区	面瀬地区	集団移転促 進事業	住宅地	2.7ha	2.2ha	1.5ha	気仙沼 市	H24～27	100人 (42世帯)	非線引き都 市計画区域 の用途地域 外	移転元d-31、2.5ha、非線引き 都市計画区域の用途地域内、 173人(72世帯) 移転跡地：商工業地、防災緑 地及び農地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積			事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
				うち農地面積	うち農振地面積	うち農用地区域面積					
D-32地区	最知川原第2地区	集団移転促進事業	住宅地	0.8ha	0.6ha	0.6ha	気仙沼市	H24～27	37人(13世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-32、1.0ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、54人(20世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-33地区	大谷地区	集団移転促進事業	住宅地	4.5ha	4.5ha	1.1ha	気仙沼市	H24～27	196人(70世帯)	都市計画区域外	移転元d-33、6.0ha、都市計画区域外、370人(132世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-34地区	大谷滝根地区	集団移転促進事業	住宅地	0.3ha	0.3ha	0.2ha	気仙沼市	H24～26	18人(5世帯)	都市計画区域外	移転元d-34、0.4ha、都市計画区域外、18人(5世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-35地区	津谷大沢地区	集団移転促進事業	住宅地	0.4ha	0.3ha	0.1ha	気仙沼市	H24～26	26人(7世帯)	都市計画区域外	移転元d-35、0.6ha、都市計画区域外、26人(7世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-36-①地区	気仙沼地区・鹿折北地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	3.9ha	3.8ha	—	気仙沼市	H24～27	$\frac{285人}{299人}$ (100世帯) (105世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	移転元d-36、111.7ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外、7242人(2541世帯) 移転跡地：商工業地、防災緑地、農地及び緑地
D-36-③地区	気仙沼地区・九条地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.9ha	$\frac{0.7ha}{0.2ha}$	—	気仙沼市	H24～27	$\frac{62人}{71人}$ (22世帯) (25世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	
D-36-④地区	気仙沼地区・赤岩杉ノ沢地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	3.7ha	3.1ha	—	気仙沼市	H24～27	285人(100世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	



1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積			事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
				うち農地面積	うち農振地面積	うち農用地区域面積					
D-36 -⑥ 地区	気仙沼地区 ・面瀬地区 住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	3.9ha	3.5ha	3.9ha	気仙沼市	H24～27	219人 (77世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元d-36、111.7ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外、7242人(2541世帯) 移転跡地：商工業地、防災緑地、農地及び緑地
D-36 -⑦ 地区	気仙沼地区 ・松岩南 ・松崎浦田 地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.3ha	—	—	気仙沼市	H24～27	24人 (8世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	
D-36 -⑧ 地区	気仙沼地区 ・所沢地区 住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	2.5ha 2.2ha	2.1ha 1.4ha	1.8ha 1.4ha	気仙沼市	H24～27	144人 (48世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	
D-36 -⑨ 地区	気仙沼地区 ・九条四反 田地区住宅 団地	集団移転促進事業	住宅地	0.9ha	0.9ha	—	気仙沼市	H24～27	62人 (22世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	
D-36 -⑩ 地区	気仙沼地区 ・松岩北地 区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	2.7ha	2.3ha	—	気仙沼市	H24～27	156人 (55世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	
D-37 -① 地区	大谷第2地区 ・長根地区 住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.4ha	0.4ha	0.3ha	気仙沼市	H25～27	27人 (6世帯)	都市計画区域外	移転元d-37、3.1ha、都市計画区域外、199人(52世帯) 移転跡地：農地及び緑地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち			事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
D-37-②地区	大谷第2地区・大谷南区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.3ha	0.3ha	0.3ha	—	気仙沼市	H25～27	27人(6世帯)	都市計画区域外	移転元d-37、3.1ha、都市計画区域外、199人(52世帯) 移転跡地：農地及び緑地
D-37-③地区	大谷第2地区・日門①地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.2ha	0.2ha	0.2ha	—	気仙沼市	H25～27	13人(5世帯)	都市計画区域外	
D-37-④地区	大谷第2地区・日門②地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.2ha	0.2ha	0.2ha	—	気仙沼市	H25～27	10人(4世帯)	都市計画区域外	
D-37-⑤地区	大谷第2地区・前浜地区住宅団地	集団移転促進事業	住宅地	0.3ha	0.3ha	0.3ha	—	気仙沼市	H25～27	22人(5世帯)	都市計画区域外	
D-38地区	浦の浜地区	集団移転促進事業	住宅地	0.8ha	0.7ha	—	—	気仙沼市	H25～27	27人(6世帯)	都市計画区域外	移転元d-38、0.4ha、都市計画区域外、29人(7世帯) 移転跡地：農地及び緑地
M-2地区	小鱈地区	災害復興住宅事業	住宅地	0.4ha 0.8ha	0.1ha 0.4ha	0.1ha 0.4ha	0.1ha 0.4ha	気仙沼市	H24～26	50人(20世帯)	都市計画区域外	—

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち			事業主体	施行年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地面積	農用地区域面積					
M-3地区	鮎立地区	災害復興住宅事業	住宅地	0.3ha	0.1ha	0.1ha	—	気仙沼市	H24～27	25人(10世帯)	都市計画区域外	—
M-5地区	大島地区	災害復興住宅事業	住宅地	0.8ha	0.8ha	—	—	気仙沼市	H24～27	88人(35世帯)	都市計画区域外	—
M-7地区	面瀬地区	災害復興住宅事業	住宅地	0.8ha	0.6ha	0.6ha	0.2ha	気仙沼市	H24～27	375人(150世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	—
M-8地区	<u>階上</u> 地区 長磯浜	災害復興住宅事業	住宅地	2.4ha	2.3ha	—	—	気仙沼市	H24～26	188人(75世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	—
M-9地区	大谷地区	災害復興住宅事業	住宅地	1.7ha	1.1ha	1.1ha	1.0ha	気仙沼市	H24～27	213人(85世帯)	都市計画区域外	—
M-10地区	津谷街地区	災害復興住宅事業	住宅地	0.6ha	0.5ha	—	—	気仙沼市	H24～26	40人(16世帯)	都市計画区域外	—
M-12地区	津谷下町地区	災害復興住宅事業	住宅地	0.4ha	0.4ha	—	—	気仙沼市	H25～26	35人(14世帯)	都市計画区域外	—
<u>M-13</u> 地区	<u>只越地区</u>	<u>災害復興住宅事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>0.2ha</u>	<u>0.1ha</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>気仙沼市</u>	<u>H24～26</u>	<u>25人(10世帯)</u>	<u>都市計画区域外</u>	<u>—</u>
計				<u>143.1ha</u> 139.6ha	<u>46.8ha</u> 42.3ha	<u>24.0ha</u> 25.1ha	<u>12.3ha</u> 12.2ha			<u>7962人</u> 7742人		

													(2768世帯) (2689世帯)	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------	--

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に表示すること。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A-1 鹿折 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても道路側溝及び管渠に排水し、河川へ放流する。周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：A-2 南気仙沼 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても道路側溝及び管渠に排水し、河川へ放流する。周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-1 大沢 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-3 階上長磯浜 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、海へと放流する。  
また、農業用水路及び排水路については、付け替えし機能を維持することで管理組合と調整済みであり、周辺農地での営農に支障が生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであ  
って、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の  
受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す  
る。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁  
業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その  
調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時  
期について記載する。



2 調整措置概要

地区名：D-4 登米沢 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

移転先の農地は市道に隣接しており、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、隣接の道路側溝に排水し、河川へ放流となる。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-5 小泉町 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て、河川へ放流する。また、営農区域へ用水経路を確保するとともに、用水補充の為に井戸を設置し、周辺農地での営農活動に支障のないよう配慮する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-6 只越 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであ  
って、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の  
受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す  
る。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁  
業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その  
調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地及び必要対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時  
期について記載する。

特になし

2 調整措置概要

地区名：D-7 小鱈 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-9 梶ヶ浦 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-10 小々汐 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-11 大浦 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-12 浪板二区 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



2 調整措置概要

地区名：D-13-① 波路上内田 地区・内田地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、海へと放流する。  
また、農業用水路及び排水路については、付け替えし機能を維持することと管理組合と調整済みであり、周辺農地での営農に支障が生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであ  
って、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の  
受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す  
る。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁  
業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その  
調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時  
期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-13-② 波路上内田 地区・杉の下地区区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守するとともに、既存道路側溝（排水側溝）を経て、海へと放流するため、周辺農地での営農に支障が生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-14 波路上杉の下地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守するとともに、既存道路側溝（排水側溝）を経て、海へと放流するため、周辺農地での営農に支障が生じない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
特になし									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-15 赤岩小田地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守するとともに、既存道路側溝（排水側溝）を経て、海へと放流するため、周辺農地での営農に支障が生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-17 松崎前浜 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

調整措置概要

地区名：D-19 最知川原 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-20 大谷向山 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-21 本吉津谷 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



2 調整措置概要

地区名：D-22 小泉東 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-23 小泉浜 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-24 鮎立 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-25 宿 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て、海岸へ放流するため、周辺農地で  
の営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであ  
って、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の  
受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す  
る。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁  
業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その  
調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時  
期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-26 田尻 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-27 浪板一忍沢 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-28 浪板一区 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-29 笹が陣 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、公共下水道認可区域内であることから、公共下水道へ排水するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもので、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



2 調整措置概要

地区名：D-30 松崎丸森 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、既設道路側溝を経て、河川へ放流する。放流先の河川は、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-31 面瀬地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て、河川へ放流する。放流先の河川については、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。また、営農区域への用排水経路を確保するとともに、必要に応じて農道等を整備し、周辺農地の営農活動に支障をきたさないよう配慮する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じて調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-32 最知川原第2 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する地区外水路に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-33 大谷 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て国道に併設する既設道路側溝へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-34 大谷滝根 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、既設道路側溝を経て、海岸へ放流することから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-35 津谷大沢 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、既設道路側溝を経て、海岸へ放流することから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-36-① 気仙沼 地区 鹿折北地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況							
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	
	該当なし						

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する地区外水路に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。また、営農区域への用排水路を確保するとともに、必要に応じて農道等を整備し、周辺農地の営農活動に支障をきたさないよう配慮する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じて調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-36 - ③ 気仙沼 地区 九条地区区住宅団地

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する地区外水路に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



2 調整措置概要

地区名：D-36-④ 気仙沼 地区 赤岩杉ノ沢地区区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、公共下水道認可区域として下水道整備を行い、既設側溝へ流入がない構造とすることで、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。また、営農区域への用排水路を確保するとともに、必要に応じて農道等を整備し、周辺農地の営農活動に支障をきたさないよう配慮する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じて調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響を必要に応じて記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-36-⑥ 気仙沼 地区 面瀬地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て、河川へ放流する。放流先の河川については、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。また、飛び地の営農区域への用排水経路を確保するとともに、必要に応じて農道等を整備し、周辺農地の営農活動に支障をきたさないよう配慮する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じて調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-36-⑦ 気仙沼 地区

松岩南地区住宅団地  
松崎浦田

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設 の状況		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、既存道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要ない対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-36-⑧ 気仙沼 地区 所沢地区住宅団地

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、既存道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-36-⑨ 気仙沼 地区 九条四反田地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝から既存排水路を経て、河川へ放流する。放流先の河川については、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
特になし								

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-36-⑩ 気仙沼 地区 松岩北地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
住宅団地については、公共下水道認可区域として下水道整備を行い、既設側溝へ流入がない構造とするため、周辺農地での営農に支障は生じない。また、営農区域への用排水路を確保するとともに、必要に応じて農道を整備し、周辺農地での営農活動を支障をきたさないよう配慮する。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
特になし								

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じて調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-37-① 大谷第2 地区 長根地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、国道及び県道に併設する既設道路側溝へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-37-② 大谷第2 地区 大谷南地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、国道及び県道に併設する既設道路側溝へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



2 調整措置概要

地区名：D-37-③ 大谷第2 地区 日門①地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、国道及び県道に併設する既設道路側溝へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-37-④ 大谷第2地区 日門②地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、国道及び県道に併設する既設道路側溝へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-37-⑤ 大谷第2 地区 前浜地区住宅団地

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、国道及び県道に併設する既設道路側溝へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：D-38 浦の浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝を経て、気仙沼湾に排水するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-2 小鱈 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-3 鮎立 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水する。放流先については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したものの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-5 大島 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであ  
って、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の  
受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す  
る。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁  
業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その  
調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時  
期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-7 面瀬 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て、河川へ放流する。放流先の河川については、農業用水として利用されていないことから、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



2 調整措置概要

地区名：M-8 階上 地区  
長磯浜

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。営農区域への用排水経路を確保するとともに、必要に応じて農道等を整備し、周辺農地の営農活動に支障をきたさないよう配慮する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了(昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」(平成14年農村振興局長通知)の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-9 大谷 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、新設する調整池を経て既設道路側溝から海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせて、早急に農用地利用計画変更等の手続きを行う。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-10 津谷街 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。  
 (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。  
 (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。  
 (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。  
 (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。  
 (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-12 津谷下町 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、特定環境公共下水道へ排水するため、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであ  
って、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の  
受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載す  
る。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁  
業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その  
調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による再ゾーニングの実施予定等（再ゾーニング）の実施予定等（再ゾーニング）の予定時  
期について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時  
期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：M-13 只越 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況	
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地については、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守し、新設する道路側溝に排水し、河川へ放流する。放流先の河川については海が近く、周辺農地での営農に支障は生じない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

特になし

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地による周辺農地への影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。